



一般社団法人

# 相模原青色申告会からのお知らせ

電話(042)756-4104 / FAX(042)753-5836

## 源泉所得税納付指導会 《予約不要》

給与を支払っている事業主さんが対象です!

従業員(パート・アルバイトを含む)を雇っている!青色事業専従者の申請をしている!  
 など給与の支払いをしている事業主で納期の特例の方(半年ごとに納付する申請をしている方)  
 はこの指導会にご出席いただき、正しい納付税額を計算しましょう。

### 青色会館3階 (相模原市中央区中央3-11-5)

- [日程] 7月1日(水)~10日(金) 7月4日(土)も開催します。  
 [受付時間] 午前9時~11時・午後1時~3時30分 <12時から1時まで昼休み>

### 高相合同庁舎4階 (相模原市南区相模大野6-3-1)

- [日程] 7月7日(火)・8日(水)・9日(木)  
 [受付時間] 午前9時~11時・午後1時~3時30分 <12時から1時まで昼休み>  
 ※7日(火)のみ午前10時から受付です。

- [持ち物] ①給与所得に対する源泉徴収簿 <令和2年分>  
 (令和2年1月から6月支払分までの給与の金額等が必要です)  
 ②給与所得者の扶養控除(異動)等申告書 <令和2年分>  
 ③源泉税納付書(給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書)  
 ※当会の納付書の在庫は限りがあるため、必ずご持参ください  
 ④源泉所得税関係の書類一式 <平成30年・令和元年分>

## 納税額が0円の事業主の方も納付書を税務署に提出する必要があります

### 0円で納付書作成の方へ

0円での納付書は電子送信させていただきたいため、電子申告(e-Tax)で申告をされた方は、本会よりお渡しいたしました青色のクリアファイル(USBメモリー)[利用者識別番号等プリント又は保存されています]をご持参いただきたくお願いいたします。納付書は必要なくなります。

なお、電子申告をされたことのない方も、ご利用いただきたくご協力をお願い申し上げます。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用や、距離をとっての相談会となるため、混雑時等は時間を指定し再度ご来局を依頼することがありますのでご了承ください。

## 税理士による無料相談

- [日時] 7月 ㊦ → 14日(火)・8月11日(火)  
 【予約制】午後1時30分~ (お1人様30分程度)  
 [会場] 青色会館 2階(相模原市中央区中央3-11-5)  
 [申込み] 相談日の1週間前までに電話にてご予約ください  
 [定員] 各日先着4名  
 [相談内容] 相続税・贈与税・法人の設立・所得税・消費税等の  
 税務に対する個別相談  
 [相談員] 本会 税理士部会会員  
 [その他] 税理士関与されていない方が対象です  
 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、  
 電話での相談になる可能性があります。



# 弥生会計体験教室

## 青色申告特別控除55万円適用のために

弥生会計体験教室は、「これから記帳はパソコンで」という方を対象に、【弥生会計】を使用し、会計ソフトの体験を行います。実際に体験してから、導入するかご検討ください。

<1日コース> 午前：伝票の起票等 / 午後：パソコン設定・入力

- [日時] 7月21(火)、22日(水)  
午前10時～午後3時30分頃まで <12時から1時まで昼休み>
- [会場] 青色会館 3階会議室 (相模原市中央区中央3-11-5)
- [申込み] 事前に電話かFAXにてお申込みください。
- [定員] 先着5名 <<定員になり次第締め切ります>>
- [持ち物] 筆記用具
- [受講料] 3,000円 (資料代・パソコン借用代含む)
- [講師] 本会職員
- [対象者] 事業所得者 (不動産所得者の方はご相談ください)
- [その他] マウスの操作、文字入力ができる方を対象とします。  
※本会のパソコンを使用しての体験となります。



令和2年分の所得税確定申告から **青色申告特別控除額**  
**65万円 → 55万円** に変わります！

### 令和元年分まで

- ① 正規の簿記の原則で記帳(複式簿記)
- ② 申告書に貸借対照表と損益計算書などを添付
- ③ 期限内申告



### 令和2年分より

現状のままでは青色申告特別控除額が**55万円**に下がります。  
※ただし、基礎控除が38万円⇒48万円になるため所得税は変わりません。

### 令和2年分も65万円控除を続けるには

- ④ ①を**電子帳簿保存**(会計ソフト等で帳簿を作成し保管する)または②を**e-Tax**で送信する  
電子帳簿保存…弥生会計ご使用の方は、上記①②③と下記⑤⑥により、65万円控除が継続できます。
- ⑤ やよいの青色申告20(令和元年11月発売済)以降のバージョンを使用する
- ⑥ **電子帳簿保存の申請書**を令和2年**9月末**までに税務署に提出する  
e-Tax(電子申告)…確定申告書と決算書を送信されますと65万円控除できますが、現在大半の皆様は決算書の送信はしていないため、電子帳簿保存の申請をすることにより対応させていただきます。  
ただし、本年分は通常通り帳簿はプリント願います。

なお、10万円の青色申告特別控除の改正はありませんので、これまでと同様になります。

令和3年分より65万円控除をする方も、電子帳簿保存の申請書の締切は**令和2年9月末日**となります！

※源泉所得税納付指導会以外は予約制となります。